

平成25年度郵便局経営実行計画及びビジョン・アクションプラン  
に関する職場段階の意思疎通について

従来、職場段階での意思疎通については、地方段階での大綱整理後、職場事業推進委員会等を開催し意思疎通を行っていたところであるが、本件に関する職場段階の意思疎通については、「平成25年度は会社統合の第2段階であることを踏まえ、事業計画の達成のため、職場段階での各種取組をスムーズかつスピーディーに展開する必要があること及び労使が共通認識で取り組んでいく必要があること」から、地方段階での大綱整理前ではあるが、次のとおり意思疎通を行うものとする。

1 支部段階における意思疎通

- (1) 平成25年3月8日（金）以降、3月29日（金）までに支部事業推進委員会を開催し、次の事項について建設的な意見交換を行うことにより、労使の共通認識の醸成を図る。
- (2) 職場事業推進委員会及び社員周知については、支部事業推進委員会と同時並行あるいは先行して実施することがあり得るものとする。
- (3) 支部事業推進委員会の円滑な運営を図るため、次の事項について、あらかじめ支部事業推進委員会の窓口において説明する。
  - ア 支部エリア内各局における平成25年度の経営実行計画（ポイント）（本社・支社の経営計画も活用）
  - イ ビジョン・アクションプラン
  - ウ 郵便局長会議資料
- (4) 上記(3)アについて、窓口担当委員がエリア内各局の経営実行計画を説明することが困難である場合は、事業推進委員会の場においてポイントを説明して差し支えないものとする。

2 職場段階における意思疎通

- (1) 平成25年3月8日（金）以降、3月29日（金）までに職場事業推進委員会を開催し、次の事項について建設的な意見交換を行う。
- (2) 本件意思疎通については、原則として、社員周知前に行う。
- (3) 職場事業推進委員会の円滑な運営を図るため、次の事項について、あらかじめ職場事業推進委員会の窓口において説明する。
  - ア 平成25年度郵便局（自局）経営実行計画（本社・支社の経営計画も活用）
  - イ ビジョン・アクションプラン
  - ウ 郵便局長会議資料

3 社員周知

ビジョン・アクションプラン、平成25年度会社経営計画及び平成25年度郵便局経営実行計画に関する社員周知については、原則として、職場事業推進委員会終了後、3月29日（金）までに行う。

なお、職場事業推進委員会及び社員周知は、支部事業推進委員会と同時並行あるいは

先行して実施することがあり得るものとする。

#### 4 郵便局事業の経営実行計画に関する取扱い

- (1) 平成25年3月1日に労使コミュニケーション・ルールの一部改正が行われたことから、職場段階における調整を行い、可能な限り、郵便局事業の経営実行計画についても、支部及び職場事業推進委員会の場で、郵便事業の経営実行計画等の意思疎通に併せ同時に行う。
- (2) 窓口において郵便局事業の経営実行計画や郵便局長会議資料について併せて説明する場合、旧郵便局会社の交渉委員（労使委員会委員）を補助者（説明員）として同席の上説明させ、窓口を円滑に運営する。

#### 5 その他

郵便事業の成長への基盤づくりへ向けて、平成25年度は職場段階での各種取組を労使が共通認識を持って取り組んでいく必要があることから、労使間における意思疎通及び社員周知に当たっては、十分に理解・浸透が図られるよう、丁寧に対応する。